（共通経費等の配賦原則）

第九条　会社は、共通経費等であるため、一の勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該共通経費等については、財務大臣の承認を受けて定める基準（以下この条において「配賦基準」という。）に従って、各勘定に配分することにより経理することができる。

2　配賦基準は、毎期継続して適用するものとし、みだりに変更してはならないものとする。

3　会社は、共通経費等を経理する場合は、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。

4　会社は、配賦基準を変更しようとするときは、財務大臣の承認を受けなければならない。

5　配賦基準を変更した場合は、変更された配賦基準の内容、変更した理由及び当該変更が勘定別財務諸表に与えている影響の内容を当該勘定別財務諸表に注記しなければならない。

（勘定間の資金融通）

第十条　一般業務勘定及び特別業務勘定間における資金の融通（短期のものに限る。）は、融通をする勘定からその融通を受ける勘定への貸付けとして整理するものとする。

別表第四（第六条の二関係）

第　期勘定別情報

（1）　連結貸借対照表

第　期末（　年　月　日現在）　連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	一般業務勘定	特別業務勘定	調整額	合計
（資産の部）				
現金預け金				
コールローン				
買現先勘定				
買入金銭債権				
金銭の信託				
有価証券				
貸出金				
その他資産				
有形固定資産				
無形固定資産				
退職給付に係る資産				
繰延税金資産				
支払承諾見返				
貸倒引当金	△	△	△	△
投資損失引当金	△	△	△	△
資産の部合計				